

証券コード 3727

令和2年3月13日

株 主 各 位

東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号  
株 式 会 社 ア プ リ ッ ク ス  
代表取締役社長 根本 忍

## 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和2年3月27日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

### 「郵送による議決権行使の場合」

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 「インターネットによる議決権行使の場合」

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、36ページから37ページの<インターネットによる議決権行使のご案内>をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 令和2年3月30日（月曜日）午後1時   |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号<br>エステック情報ビル21階 会議室A<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

### 3. 株主総会の目的事項

#### 報告事項

1. 第35期（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

議案 取締役4名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示があったものとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書とインターネットによる方法とで重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aplix.co.jp/>) に掲載しております。本招集ご通知の提供書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.aplix.co.jp/>）に掲載させていただきます。なお、決議の結果につきましては、書面の発送ではなく、同じく当社ウェブサイトに掲載いたします。
-

## (提供書面)

# 事業報告

(平成31年1月1日から  
令和元年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

(当社グループの事業の内容)

当社グループは、最先端の技術と身近な製品を結びつけることによって、より多くの人々の生活を豊かにすることを使命として事業を営んでおります。

平成22年以来、様々な機器をインターネットに繋げるIoTの基礎となる技術の経験とノウハウを蓄積することで、いち早く家電製品や家庭用品のIoT化を実現しました。そして、低消費電力を大きな特長とする近距離無線通信技術であるBluetooth Low Energyに対応したIoTモジュールを介し浄水器等の水資源に係るセンサーとクラウドを繋げる技術をはじめ、AI及び音声認識技術を基にしたスマート・スピーカーと家電等を繋げる技術、及びモビリティ・システムのための各種センサーとクラウドを繋げる技術等に係る製品とソリューションを提供してまいりました。

そのような状況下、当社は、平成29年11月9日に策定した新事業ビジョンにて掲げた施策の一つである「通信規格の拡充」に基づき、令和元年8月15日に株式会社光通信の連結子会社であり、MVNOブランド「スマモバ」を営むスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC」）を、簡易株式交換の方法により完全子会社化しました。これを契機に、これまで当社は主に近距離無線通信技術のBluetooth Low Energy を当社のIoT製品・サービスに用いておりましたが、これに加えて、SMCが保有する無線通信システム（3G、4G等）を用いた新たな新製品・サービスや、費用対効果の高いサービスの開発・提供を行うべく、また新たにクラウドを用いたソリューションの開発・提供を目的として、第4四半期連結会計期間より事業セグメント「ソリューション事業」を作り、報告セグメントとして決定しております。

#### (当連結会計年度の経営成績)

当連結会計年度（平成31年1月1日～令和元年12月31日）における我が国の経済は、内閣府による令和元年12月の月例経済報告で、「景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している。」と報告されています。先行きについては同報告の中で「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続

くことが期待される。」とされながらも、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある、と述べられています。

このような環境の下、当連結会計年度においては、当社グループの強みとする組み込み事業からアプリケーション、クラウドまでを一貫して提供できる技術力とノウハウ等を軸として、以下の施策に取り組んでまいりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

なお、当連結会計年度の比較・分析は変更後の区分に基づいています。

#### <テクノロジー事業>

当社の既存サービス拡充に対する取り組みとしては、水処理システムをIoT化するオールインワンパッケージ「HARPS（ハープス）」を日本で提供開始し、これまで営業活動の中心としていた海外のみならず国内においても積極的なサービス展開を開始したほか、世界的なキッチンメーカーFranke Kitchen Systems, LLCの蛇口一体型小型浄水器「Franke Vital Capsule System」に当社のフローセンサーが搭載され、2月より販売開始いたしました。また当社のロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」について低電圧検知機能を追加する等の機能拡張等を行い、当該機能拡張に伴い価格改定を実施しました。

新技術・新サービス開発に対する取り組みとしては、プロダクトデザインやWeb・サービスなどのさまざまなデザイン分野において「体験設計」（Experience Design）をベースに質の高い経験価値の向上に寄与してきたデザインソリューションの専門企業である株式会社ホロンクリエイトと、DX（デジタルトランスフォーメーション）時代の到来に際し、UXデザイン（User Experience：顧客体験）によるIoTソリューション開発に関する共同研究を行うことについて合意しました。更に、第三者検証サービスを提供する株式会社ブル・ジャパンともIoT関連市場向け次世代第三者検証に関する共同研究を行うことについて合意する等、新技術・新サービスの早期の市場投入を目的として積極的に取り組みました。

また受託開発案件においては、ネスレ日本株式会社のカプセル式本格カフェシステムで世界累計販売台数5,000万台以上を誇る「ネスカフェ ドルチェ グスト」シリーズのIoTモデル「Esperta（エスペルタ）」及び「GENIO I（ジェニオ アイ）」発売にあたり、スマートフォンの専用アプリケーション開発及びアプリケーションと連動したシステムの開発を行ったほか、同社のコーヒーマシン「ネスカフェゴールドブレンドバリスタ」の新モデル「ネスカフェゴールドブレンドバリスタデュオ」及び「ネスカフェゴールドブレンドバリスタデュオプラス」について、スマートフォン向けアプリケーション「ネスカフェアプリ」の開発や「バリスタデュオプラス」のディスプレイ向けアプリケーションの開発、及びバックエンドシステムの開発を

実施しました。更に、アクアクララのウォーターサーバー利用者向けのECを中心とした会員専用WEBサービス「マイアクア」のリニューアルにあたりシステム開発の支援等を行いました。

#### <ソリューション事業>

ソリューション事業の主な構成事業の一つであるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社については、MVNOサービス「スマモバ」における格安スマホや格安SIMの販売に引き続き注力したほか、クラウドSIMを使用する新サービス「めっちゃWiFi」の提供を開始しました。また「スマモバ」初のIoT関連サービスとして、法人向けIoT用データ通信サービス「unio（ユニオ）」の提供を開始する等、「スマモバ」の拡販に積極的に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度のテクノロジー事業の売上高は589,330千円（前連結会計年度の売上高336,890千円）、ソリューション事業の売上高は254,418千円となりました。

営業損益につきましては、テクノロジー事業の営業損失は453千円（前連結会計年度の営業損失193,631千円）、ソリューション事業の営業利益は56,351千円となりました。

また、当連結会計年度においてセグメント損失の調整額が233,766千円（前連結会計年度のセグメント損失の調整額250,498千円）発生しております。セグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は843,748千円（前連結会計年度の売上高336,890千円）となりました。

営業損益につきましては、177,869千円の営業損失（前連結会計年度の営業損失444,130千円）となりました。

経常損益につきましては、182,301千円の経常損失（前連結会計年度の経常損失456,607千円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、216,022千円の親会社株主に帰属する当期純損失（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失458,793千円）となりました。

#### ②設備投資の状況

当連結会計年度において、設備投資等は実施しておりません。

#### ③資金調達の状況

当社は、平成30年3月2日に発行した行使価額修正条項付第M-2回新株予約権の行使により、当連結会計年度において438,021千円を調達しました。なお、行使価額修正条項付第M-2回新株予約権については、令和元年10月31日を以てそのすべての行使が完了しております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、令和元年8月15日付で、株式会社光通信（以下「光通信」）との簡易株式交換の方法により、光通信の連結子会社であったスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC」）を完全子会社化したことにより、SMCの全事業を譲り受けました。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、令和元年8月15日付で実施した簡易株式交換によりSMCの全株式22,900株を取得し、同社を完全子会社化しました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (平成28年12月期)	第 33 期 (平成29年12月期)	第 34 期 (平成30年12月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (令和元年12月期)
売 上 高(千円)	1,526,640	557,638	336,890	843,748
経 常 損 失 ( △ )(千円)	△929,939	△421,911	△456,607	△182,301
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△985,657	△946,405	△458,793	△216,022
1株当たり当期純損失(△)(円)	△71.21	△66.00	△29.10	△11.40
総 資 産(千円)	2,362,483	920,734	1,174,918	2,986,216
純 資 産(千円)	1,760,381	830,578	1,091,827	2,111,297

1株当たり純資産額（円）	122.21	56.33	62.13	94.53
--------------	--------	-------	-------	-------

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

### （３）重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当する事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

当社グループは、当社及び連結子会社3社により構成されております。重要な子会社は、以下のとおりです。

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社BEAMO	10,000千円	51.0%	当社代理店として当社IoTソリューションの販売、及び法人向け携帯電話の販売等
スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	10,000千円	100%	電気通信事業法に定める電気通信事業 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業 MVNO事業

(注) 1. スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社は、令和元年8月15日付で実施した簡易株式交換により当社の完全子会社となっております。

#### ③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、総合エンターテインメント事業を中心とした事業から、スマートフォン用のアプリケーションやクラウドサービス開発等のIoTソリューションを中心とする事業への転換を行ってまいりました。当該事業転換に伴い、ゲーム、アニメーション及び出版の事業会社売却、旧来のソフトウェア事業を推進していた海外子会社の清算、非収益部門の廃止や本社移転等、様々な施策を行ってきたこと等により、前連結会計年度まで7期連続となる売上高の著しい減少及び営業損失の計上が続いております。当連結会計年度においては、前連結会計年度と比較して売上高は843,748千円（前連結会計年度の売上高336,890千円）と150.5%増加し、また営業損失は177,869千円（前連結会計年度の営業損失444,130千円）、経常損失は182,301千円（前連結会計年度の経常損失456,607千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は216,022千円（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失458,793千円）といずれも前連結会計年度と比較して改善しました。しかしながら、当連結会計年度においても営業損失の計上が続いていることから、依然として継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下のとおり当該状況の解消又は改善に努めております。

当社では、平成29年11月9日に策定した新事業ビジョンにおいて掲げた「広範な技術分野への対応等」、販売と取り扱いを容易にする「応用分野毎のサービス等のパッケージ化」、及び「販路拡大」の3点の施策を着実に実行することにより、継続的な業績向上及び中長期的な企業価値向上が実現できるものと考えております。引き続き、通信モジュールからスマートフォン用のアプリケーション、クラウドサービスまでIoT製品化に必要なトータルソリューションを提供し、顧客のIoT化ニーズの実現と今後の更なる受注拡大を目指すとともに、当該新事業ビジョンにおける3点の施策の着実な実行に伴う継続的な業績向上及び中長期的な企業価値向上の実現をより確実なものとするため、既存の当社IoTソリューションサービスを更に拡充するための必要資金及び続々と登場する新世代の高度な技術をいち早く取り入れて、広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等を開発するための必要資金並びに事業提携及びM&A等の必要資金の調達を目的として、平成30年2月14日開催の取締役会において投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合70号に対する第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」）の発行を決議いたしました。本新株予約権の払込による調達資金の総額は2,024,800千円を予定しており、行使価額修正条項が付された第M-2回新株予約権が令和元年10月31日においてすべての新株予約権の行使が



完了した結果、第M-2回新株予約権については、総額で1,145,845,910円（第M-2回新株予約権の行使に係る当初予定調達額1,818,000千円に対する割合は63.03%）を調達しております。なお、本新株予約権については、平成31年2月4日付適時開示「第M-2回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第M-3回新株予約権の一部譲渡の承認に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社取締役会の決議を経たうえで平成31年2月4日付で投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号よりInflexion II Cayman, L.P.に一部譲渡（第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権ともに譲渡割合は43.6%）されましたが、本一部譲渡に伴う保有者の属性及び保有方針に実質的な変更は無いこと等の理由から、当社としては本一部譲渡について、本新株予約権の発行により調達する資金の用途について変更は無いと判断しております。

また、令和元年7月24日に当社取締役会において、株式会社光通信（以下「光通信」）の連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC」）と、令和元年8月15日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、SMCを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしました。SMCはMVNOサービス「スマモバ」を運営するMVNO事業者であり、当社がMVNO事業の中の一つとしてSIMの販売を手掛けるSMCを取得することで、当社が新事業ビジョンで掲げた通信規格の拡充の分野において、現状当社のIoT製品・サービスで主に用いている近距離無線通信技術のBluetooth Low Energyに加えて、無線通信システムである第3世代（3G）、第4世代（4G）及び将来的には第5世代（5G）移動通信システムを用いた新たな新製品・サービスや、費用対効果の高いサービスが創出できる等のシナジー効果が期待できると考えております。また、本株式交換の結果、光通信が当社の大株主及び筆頭株主になるとともに、本株式交換契約締結日同日である令和元年7月24日に当社取締役会にて光通信と資本業務提携契約を締結することについて決議し、同日付で両社の間で資本業務提携契約を締結いたしました。当社は、本資本業務提携を通じて、光通信グループが有する高い営業力及び強力な販売体制を活用した当社IoTソリューションの拡販を更に強化できると考えております。

当社では、これらの対応策を実行していくことにより売上高の増加、収益性の改善及び営業キャッシュ・フローの増加等が可能となり、ひいては当社の財務健全性の向上が実現できるものと考えておりますが、事業計画については今後の経済環境の変化による影響を受ける等により、計画どおりに推移しない可能性があり、この場合当社の財務状況や資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。したがって現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

## (5) 主要な事業内容（令和元年12月31日現在）

当社グループは、テクノロジー事業及びソリューション事業の2事業を主要な事業としております。

各事業の内容は以下のとおりです。

### [テクノロジー事業]

IoT（Internet of Things）ソリューション関連製品のシステム開発、製造、販売及びサービス展開等

### [ソリューション事業]

クラウドを用いたソリューションの開発・提供、連結子会社のスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC」）で営むMVNO事業、及びアプリックスのIoT製品・サービスにSMCが保有する無線通信システム（3G、4G等）を用いた製品・サービスの開発・提供

## (6) 主要な事業所（令和元年12月31日現在）

### ①当社

本社	東京都 新宿区
----	---------

### ②子会社

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社	本社：東京都 文京区
------------------------	------------

## (7) 使用人の状況（令和元年12月31日現在）

### ①企業集団の使用人の状況

事業のセグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
テクノロジー事業	23名	4名減
ソリューション事業	11名	11名増
全社（共通）	5名	1名減
合計	39名	6名増

- (注) 1. 使用人数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めております。
2. 第4四半期連結会計期間において、従来の「テクノロジー事業」に加えて、新たに「ソリューション事業」を報告セグメントに追加いたしました。
3. 前連結会計年度末に比べ、従業員数が6名増加しております。主な要因は、令和元年8月15日付でスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下「SMC」）を株式交換の方法により完全子会社化し、SMCの従業員数が当社連結従業員数に加算されたこと等によるもので

- す。  
なお、SMCの従業員数については、「ソリューション事業」の従業員数に含めております。
4. 全社（共通）として記載されている使用人数は、本社管理業務等に従事しているものであります。

## ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28名	3名減	45.06歳	10.3年

## （8）主要な借入先の状況（令和元年12月31日現在）

該当する事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（令和元年12月31日現在）

①発行可能株式総数	35,000,000株
②発行済株式の総数	22,138,630株
③株主数	13,106名
④大株主（上位10位）	

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株 式 会 社 光 通 信	2,193,457株	9.91%
能 村 光 勇	765,500	3.46
チ ャ ー ル ズ レ ー シ ー	675,000	3.05
カ ブ ド ッ ト コ ム 証 券 株 式 会 社	431,700	1.95
郡 山 龍	376,700	1.70
J. P. Morgan Securities plc (常任代理人: J Pモルガン証券株式会社)	258,100	1.16
楽 天 証 券 株 式 会 社	193,600	0.87
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 証 券 株 式 会 社	193,200	0.87
野 村 証 券 株 式 会 社	176,654	0.79
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	128,895	0.58

(注) 持株比率は自己株式（17,460株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当する事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
令和元年12月10日開催の当社取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 895個
- ・新株予約権の目的である株式数 当社普通株式89,500株
- ・割当対象者及び人数 当社及び当社完全子会社従業員 37名
- ・新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株当たり281円
- ・新株予約権の行使条件
  - ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ・新株予約権の行使期間 令和3年12月28日から令和6年12月27日

### (3) 会社役員の状態

#### ①取締役及び監査役の状態（令和元年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	根本 忍	株式会社BEAMO 代表取締役社長 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役
代表取締役会長	長橋 賢吾	フューチャーブリッジパートナーズ株式会社 代表取締役 野原ホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ジオコード 社外取締役
取締役	倉林 聡子	株式会社アプリックス 経営管理部 部長 株式会社アプリックス 総務部 部長 株式会社BEAMO 取締役 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役
取締役	平松 庚三	小僧com株式会社 取締役会長 株式会社CEAFOM 社外取締役 株式会社ピーエイ 社外取締役 スマイルワークス株式会社 社外取締役 crew株式会社 社外監査役 株式会社Joyz 社外監査役
取締役	田口 勉	トライボッドワークス株式会社 取締役
常勤監査役	大西 完司	株式会社BEAMO 監査役 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 監査役
監査役	山田 奨	有限会社山田総合事務所 代表取締役 山田奨公認会計士事務所 代表 山田奨税理士事務所 代表
監査役	坂口 禎彦	大東文化大学法学部法学研究所講師 東京地方裁判所 鑑定委員 司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員 日本公認会計士協会終了審査運営委員会委員

- (注) 1. 取締役平松庚三氏、田口勉氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役山田奨氏、坂口禎彦氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査役山田奨氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役坂口禎彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

#### ②事業年度中に退任した取締役及び監査役

当事業年度中において退任した取締役及び監査役はおりません。

### ③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	52,092千円 (7,140千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,404千円 (5,400千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4名)	65,496千円 (12,540千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。
2. 平成13年3月26日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額300百万円、監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。

### ④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平松庚三氏は、小僧com株式会社 取締役会長、株式会社CEAFOM 社外取締役、株式会社ピーエイ 社外取締役、スマイルワークス株式会社 社外取締役、crew株式会社 社外監査役、及び株式会社Joyz 社外監査役を兼務しております。当社と小僧com株式会社、株式会社CEAFOM、株式会社ピーエイ、スマイルワークス株式会社、crew株式会社、及び株式会社Joyzとの間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役田口勉氏は、トライポッドワークス株式会社 取締役を兼務しております。当社とトライポッドワークス株式会社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役山田奨氏は、有限会社山田総合事務所 代表取締役、山田奨公認会計士事務所 代表、及び山田奨税理士事務所 代表を兼務しております。当社と有限会社山田総合事務所、山田奨公認会計士事務所、及び山田奨税理士事務所との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役坂口禎彦氏は、大東文化大学法学部法学研究所講師、東京地方裁判所鑑定委員、司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員、及び日本公認会計士協会終了考査運営委員会委員を兼務しておりますが、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 平松 庚 三	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席いたしました。取締役会において、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高度な知見と経験を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 田口 勉	平成31年3月28日の就任以降に開催された取締役会5回すべてに出席いたしました。取締役会において、企業経営に関する高度な知見と経験を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 山田 奨	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 坂口 禎 彦	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席し、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

### (4) 会計監査人の状況

①名 称 監査法人ハイビスカス

#### ②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、或いは会計監査人による監査の実施状況及び当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると思料され、その必要があると判断した場合は、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められる項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会



計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」及び「監査役監査基準」等を踏まえ、会計監査人から必要な資料の入手及び報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、及び監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかどうかの検討を行うとともに監査報酬見積の算出根拠等を確認し、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り慎重に検討した結果、これらについて適切妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しをし、平成27年6月4日に取締役会において決議された内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに行動規範及びコンプライアンス規程を含む社内規程等を遵守することを企業活動のひとつの前提とし、企業価値を向上させるべく職務を遂行する。
  - (2) 取締役は、その職務の執行において、業務の実効性、財務報告の適正性、事業活動に関わる法令等の遵守、及び資産の保全等を図るため、内部統制に係る体制を含む全社的な法令等遵守（以下「コンプライアンス」という）のための体制の整備及び適切な運用に努めると共に、内部統制システムの運用に係る有効性の評価を含む状況報告を定期的に受ける。当該有効性評価に係り、内部監査部門による継続的な監視活動を行う。
  - (3) 取締役は、他の取締役の職務の執行を相互に監視監督し、法令及び定款に係る適合性等に関して疑義を生じた場合には、取締役会及び監査役会へ報告を行う。当社では、継続して社外取締役を置くことにより、取締役の職務の執行に係る取締役間の監督機能の維持向上を図る。
  - (4) 取締役会は、取締役会規程等に従って、当社並びに当社の子会社に係る重要事項の審議、決定、及び報告等を行うと共に、取締役の職務執行を監督する。
  - (5) 監査役は、独立の立場、公正不偏の態度、信念に基づく行動、監査品質向上のための継続的自己研鑽等を監査に携わる者の心構えとし、内部統制システムの整備運用状況等を含め、取締役の職務の執行の監査を行う。
  - (6) 取締役及び使用人は反社会的勢力及び団体と決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。また、社会倫理及びコンプライアンスに照らし、問題があると思料される活動には関与しない。
  - (7) 社内においてコンプライアンス違反行為が行われ或いは行われようとしていることを取締役或いは使用人等が感知した場合に、当社の監査役或いは社外弁護士等、通報者の権利の保護を徹底した相談乃至通報窓口に適時適宜通報できる体制を整備する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令等に基づき適宜規程等を制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な損失を与える恐れのある様々なリスクに対し適切な管理等の対応を行うことを目的としてリスク管理に関する規程等を制定し、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）のリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定め、当該規程に従った実効的なリスク管理を行うと共に、グループ横断的な事前予防体制の整備に努める。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、業務執行を迅速化しかつ権限と責任を明確化することを目的として執行役員制度を導入し、選任した執行役員の職務権限を定めた規程その他執行役員会の運用に関する各種社内規程に明確化し、これに基づいて効率的な意思決定を行う。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、代表取締役社長、全執行役員、及び統括部長により構成された業務執行会議を原則として月1回と必要に応じて臨時で開催し、製品開発戦略、事業計画実現にかかる重要案件の方針、及び年度予算等の主に事業活動に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うとともに、当社の取締役及び指名された者により事業セグメント別の事業等に係る会議等を開催して適宜議論及び状況確認等を行い、重要事項の決定等を行う。
- (2) 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にすると共に、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携の確保に努める。
- (3) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用等を通じ、業務の効率化を推進する。

## 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ① 子会社の取締役等から当該事業及び財務状況並びにその他の重要な情報に係る適切な報告を当社が受けるため、必要に応じて、当社の取締役又は使用人は子会社の開催する取締役会等に適宜出席する。
  - ② 子会社の経営については、自主性を尊重しつつも、当社又は当社グループ全体に影響を与えると考えられる重要事象については、当社執行役員会、業務執行会議、及び取締役会への付議等を行う。
  - ③ 子会社の取締役等を当社の執行役員等に起用すること、又は当社の取締役等又は使用人を子会社の取締役等に推薦すること等により、当社グループ全体としての情報の共有化を図る。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、子会社各社が当社で定めるリスク管理に関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めてそれを運用するよう指導及び監督を行うと共に、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、子会社に対して、取締役会非設置会社の選択や、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定めさせる等、子会社の事業内容や規模等に応じて子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (4) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、子会社各社が当社で定めるコンプライアンスに関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めて企業倫理の浸透を率先して行う体制を構築しそれを運用するよう、指導及び監督を行う。
  - ② 当社は、当社グループ全体で相談・通報体制を設け、子会社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることを子会社の取締役等又は使用人が知った際に、当社の監査役又は社外弁護士に通報できる体制を整備する。

- ③ 当社は、子会社が通報者の希望により匿名性を保障すると共に、通報者に対して不利益な扱いをしないよう、子会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。
- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築し、運用することを目的として、子会社管理規程を制定する。
- ② 当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を統括し、当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
- ③ 当社の監査役及び監査役会並びに内部監査部門は、当社グループにおける業務の適正を確保する目的により、子会社の業務の適正性等につき必要に応じて適宜調査等を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 当社の取締役は、当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助使用人」という）の配置を求めた場合、当社の監査役と適宜協議を行い、監査役補助使用人を配置する。
- (2) 当社の取締役は、研修等を通じて監査役補助使用人の技能の向上を図ることに協力すると共に、監査役から要望がある場合、必要に応じて監査役補助使用人の変更及び増員等を行うものとし、その人事については当社の監査役と協議の上決定する。
- (3) 監査役補助使用人を配置した場合、監査役補助使用人を配置した旨及び監査役補助使用人は当社の監査役の指揮命令にのみ従う旨を当社グループに周知する。
7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社の監査役補助使用人は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、原則として当社の取締役その他当社の監査役以外の者から指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他の事項等は、原則として監査役会の協議に基づいて決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。
8. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社の監査役補助使用人は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。
9. 監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- 当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。
- (2) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。
- (3) その他監査役への報告に関する体制
- 当社の子会社の取締役等は、原則として四半期に一度、決算等の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - (1) 当社は、当社の監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行う。
  - (2) 当社の監査役は、通常の監査費用以外に緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用等が発生する場合においては、監査役会規程に則り、適宜事前通知等を行う。
12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役職務の執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。この独立性と権限を確保するために、監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にすると共に、当社の監査役は、監査役会が定めた監査計画等に基づき、内部監査部門、会計監査人、その他必要と認める者と適宜連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。また、当社の監査役会は、監査役会規程に則り、特定監査役を選定することができる。
  - (2) 当社の監査役は、監査の実施に当たり、監査役会が必要と認める場合には、独自に外部専門家の活用を検討する。
  - (3) 当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知する。当社グループの取締役及び執行役員等は、当該計画に係る監査役職務の適切な遂行がなされるよう協力する。
13. 当社グループにおける財務報告の適正性を確保するための体制
  - (1) 適正かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成すると共に、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用する。
  - (2) 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度を適切に実施するため、業務プロセスの改善を適宜推進すると共に、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己による評価及び改善並びに外部監査人による評価等を行う体制を整備する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も取締役会に出席しております。取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い、原則として3か月に1回以上の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定をするほか、随時取締役及び執行役員を監督を行っています。

取締役会は、取締役及び執行役員等の権限と責任を定めた「執行役員会議規程」及び「職務権限規程」等を整備し、迅速且つ効率的な意思決定を行っています。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を行うにあたり、事業部門毎の会議等を開催し、意思決定に必要な情報の収集、状況確認及び議論等を行っています。また、業務の効率化や実効性を担保するため、組織の

見直しや業務プロセスの見直しについても適宜実施しております。

## 2. 監査役会の職務執行

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤の社外監査役2名による計3名の監査役で構成されております。監査役は、月次の定時監査役会のほか、定時及び臨時取締役会並びに必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監査を行っております。更に、監査役は原則として四半期ごとに会計監査人から会計監査の年度計画、並びに会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じ適宜意見交換を実施しております。

当社の監査役会は、特定監査役を選定し、当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知しています。なお、当社では、当社の監査役が監査役補助使用人の配置を求めた場合、監査役補助使用人を配置することができますが、令和元年12月現在、監査役補助使用人は設置していません。

## 3. リスク管理体制

当社グループのリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定めた「リスク管理規程」を整備し、当該規程に則ったリスク管理を行っています。

## 4. コンプライアンス体制

当社では、「グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」等の規程を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底しています。新入社員に対しては、オリエンテーション時に内部通報制度を含む、当社のコンプライアンス体制について説明を行い、社員に対してはコンプライアンス研修又は業務に関連したコンプライアンスの指摘等を適時実施しています。

## 5. 子会社管理体制

当社では、取締役会、執行役員会議及び業務執行会議等の会議において、子会社の業務及び財務状況並びにその他の重要な情報に関する共有及び協議を行っております。また、当社の取締役は、子会社の取締役を兼任しており、当社グループ全体の情報の共有化を図るとともに、子会社における適切な業務の執行、ひいては当社グループにおける業務の適正を確保しています。当社では「子会社管理規程」を整備し、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築しております。子会社は、当社の「グループ行動規範」を適用し、また「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」等を準用することにより、グループ一体となったコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備、運用しております。

## 6. 内部監査体制

当社の内部監査室は、独立した組織として設置されており、当社グループにおけるリスクに基づいて策定した年間内部監査計画のもと、監査役及び会計監査人と連携を図りながら、内部統制の整備・運用状況評価や業務監査等の継続的な監視活動を実施しております。また、監査結果により抽出された課題の改善に向けた助言やフォローアップ、代表取締役等への監査結果報告を行っております。

## 7. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社では、適正かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成すると共に、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用しています。また、当社の内部監査室は、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度が適切に実施されているかを評価するとともに、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて業務プロセスの改善を適宜推進しています。

## **(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、企業体質強化のために経営基盤の充実を図り企業価値を向上するとともに、株主の皆様に対して利益を還元することを重要な課題と位置付けております。

当社は、今後とも継続して企業価値の向上に努めてまいりますと同時に、当事業年度は配当可能利益がないことから配当を実施しておりませんが、収益力の向上に注力し利益を積み上げるにより配当を可能とする剰余金を確保することで、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、継続的な配当を実現できるようにしていく方針であります。

内部留保につきましては、配当とのバランスを勘案しつつ、企業価値の向上に寄与する事業基盤の構築、戦略的な知的財産の活用、優秀な人材の確保、新規事業の創出、M&A等の戦略的な投資に充当し、将来にわたる株主利益確保のために有効に役立ててまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関といたしましては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

## **(8) 会社の支配に関する基本方針**

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大量買付行為を行おうとするものに対し、適切な情報の開示を求めるとともに、当社の判断や意見等も公表することで、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるだけでなく、明らかに企業価値・株主価値を毀損する大量買付行為に対処するため、必要に応じて金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

# 連結貸借対照表

(令和元年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>2,201,319</b>	<b>流動負債</b>	<b>848,310</b>
現金及び預金	1,413,246	買掛金	409,661
売掛金	614,460	未払金	218,905
商品及び製品	51,043	未払法人税等	35,616
仕掛品	672	賞与引当金	7,209
原材料	113	株主優待引当金	7,931
その他	201,248	関係会社整理損失引当金	2,774
貸倒引当金	△79,465	その他	166,211
<b>固定資産</b>	<b>784,896</b>	<b>固定負債</b>	<b>26,608</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,991</b>	その他	26,608
建物及び構築物	2,979	<b>負債合計</b>	<b>874,919</b>
機械、運搬具及び工具器具備品	2,011	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>738,782</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,053,432</b>
のれん	715,715	資本金	2,443,403
その他	23,066	資本剰余金	1,384,036
<b>投資その他の資産</b>	<b>41,123</b>	利益剰余金	△1,747,913
投資有価証券	15,000	自己株式	△26,094
破産更生債権等	889,676	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>37,748</b>
その他	26,073	為替換算調整勘定	37,748
貸倒引当金	△889,626	<b>新株予約権</b>	<b>19,136</b>
		非支配株主持分	979
		<b>純資産合計</b>	<b>2,111,297</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,986,216</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,986,216</b>

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 連結注記表はWEB開示しております。

# 連結損益計算書

(平成31年1月1日から  
令和元年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		843,748
売上原価		601,383
売上総利益		242,365
販売費及び一般管理費		420,235
営業損失		177,869
営業外収益		
受取利息	40	
還付加算金	9	
その他	2	52
営業外費用		
支払利息	26	
株式交付費	1,651	
為替差損	365	
支払手数料	257	
売上債権譲渡損	1,865	
その他	318	4,484
経常損失		182,301
特別利益		
新株予約権戻入益	5,446	5,446
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社整理損	32,349	32,349
税金等調整前当期純損失		209,204
法人税、住民税及び事業税	6,063	6,063
当期純損失		215,267
非支配株主に帰属する当期純利益		754
親会社株主に帰属する当期純損失		216,022

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 連結注記表はWEB開示しております。



# 貸借対照表

(令和元年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>1,341,926</b>	<b>流動負債</b>	<b>133,799</b>
現金及び預金	1,066,864	買掛金	23,658
売掛金	217,108	未払金	20,262
商品及び製品	36,579	未払法人税等	15,662
仕掛品	672	賞与引当金	5,409
原材料	113	株主優待引当金	7,931
その他	20,589	その他	60,875
<b>固定資産</b>	<b>873,753</b>	<b>負債合計</b>	<b>133,799</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>873,753</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	0	<b>株主資本</b>	<b>2,062,744</b>
関係会社株式	861,382	<b>資本金</b>	<b>2,443,403</b>
破産更生債権等	802,151	<b>資本剰余金</b>	<b>1,384,036</b>
その他	12,370	資本準備金	1,384,036
貸倒引当金	△802,151	<b>利益剰余金</b>	<b>△1,738,601</b>
		その他利益剰余金	△1,738,601
		繰越利益剰余金	△1,738,601
		<b>自己株式</b>	<b>△26,094</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>19,136</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,081,880</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,215,679</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,215,679</b>

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 個別注記表はWEB開示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成31年1月1日から  
令和元年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		588,678
売上原価		504,245
売上総利益		84,432
販売費及び一般管理費		305,428
営業損失		220,996
営業外収益		
受取利息	28	
還付加算金	9	
その他	1	39
営業外費用		
支払利息	26	
株式交付費	1,651	
為替差損	222	
支払手数料	257	
売上債権譲渡損	271	
その他	130	2,560
経常損失		223,517
特別利益		
新株予約権戻入益	5,446	5,446
特別損失		
関係会社株式評価損	234	234
税引前当期純損失		218,305
法人税、住民税及び事業税		950
当期純損失		219,255

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 個別注記表はWEB開示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和2年2月25日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指 定 社 員	公認会計士	阿 部	海 輔	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				
指 定 社 員	公認会計士	高 橋	克 幸	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成31年1月1日から令和元年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度までの7期連続となる売上高の著しい減少及び当連結会計年度を含む8期連続となる営業損失を計上している。当連結会計年度においても、177,869千円の営業損失、182,301千円の経常損失、216,022千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するに至った。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和2年2月25日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指 定 社 員	公認会計士	阿 部	海 輔	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				
指 定 社 員	公認会計士	高 橋	克 幸	Ⓔ
業 務 執 行 社 員				

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度を含む8期連続となる営業損失を計上している。当事業年度においても220,996千円の営業損失、223,517千円の経常損失、219,255千円の当期純損失を計上するに至った。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2019年（平成31年）1月1日から2019年（令和元年）12月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針並びに職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当社監査役会が定めた監査役会規程並びに平成31年度監査役監査計画、並びに公益社団法人日本監査役協会による改訂版『監査役監査基準』及び改訂版『内部統制システムに係る監査の実施基準』及び『監査役監査実施要領』等に準拠するとともに、株式会社東京証券取引所『コーポレートガバナンス・コード』等を適宜参照しつつ対応を進め、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、業務執行会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて報告聴取及び説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第三百四十八条乃至第三百六十二条並びに会社法施行規則第百条に定められる取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、当該体制の整備に関する株式会社アプリックス取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証をいたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人ハイビスカスから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び事業報告に係る附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人監査法人ハイビスカスが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、定例連絡会での意見交換等を含め必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から『会社計算規則第131条に基づく監査役等への通知事項』に於いて「独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項」「監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項」「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項」の各事項、並びに平成29年11月及び平成29年12月に日本公認会計士協会による品質管理に関する通常レビューを受け、平成30年3月7日付で限定事項のない結論を表明する品質管理レビュー報告書を受領していること、並びに平成30年11月に受領したフォローアップ・レビュー報告書に於いて改善の不十分な事項が無いことを確認するとともに、令和2年2月18日付けの『第35期 監査結果説明書』の草案及び

令和2年2月25日付けの『独立監査人の監査報告書（単体）』の草案及び同日付の『独立監査人の監査報告書（連結）』の草案の提出を受け、無限定適正意見を付した監査報告書を提出する予定である旨の報告と説明を聴取し、検討致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び事業報告に係る附属明細書類、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び計算書類に係る附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。
- 四. 事業報告の記載、即ち「継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識」していること、並びに独立監査人の監査報告書の記載、即ち「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」こと及び「計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類は継続企業を前提として作成されて」いるが「すべての重要な点において適正に表示しているものと認める」ことの二点につき、特に指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年2月25日

株式会社アプリックス 監査役会

常勤監査役 大西 完 司 ㊞

監査役 山田 奨 ㊞

監査役 坂口 禎彦 ㊞

(注) 監査役山田奨並びに坂口禎彦は会社法第二条第十六号及び第三百三十五条第三項に定める社外監査役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案 取締役4名選任の件

取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	根 本 忍 (ネモト シノブ) (昭和39年3月29日生)	平成8年12月 当社 入社 平成10年6月 ビットキャッシュ株式会社 取締役 平成11年6月 当社 取締役 平成12年6月 当社 常務取締役 平成13年12月 当社 取締役 退任 平成14年1月 当社 研究開発本部 フェロー 平成16年12月 当社 退社 平成19年6月 ビジネスサーチテクノロジー株式会社 事業開発部部长 兼 広報宣伝部部长 平成20年3月 当社 監査役 平成20年12月 ビジネスサーチテクノロジー株式会社 事業開発部ディレクタ 兼 クリエイ ティブチームディレクタ 平成21年2月 ビジネスサーチテクノロジー株式会社 退社 平成21年3月 当社 常勤監査役 平成30年1月 株式会社BEAMO 監査役 平成30年3月 当社 常務取締役 平成31年2月 当社 代表取締役社長 (現任) 令和元年8月 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役 (現任) 令和元年9月 株式会社BEAMO 代表取締役社長 (現任)  <b>【重要な兼職の状況】</b> 株式会社BEAMO 代表取締役社長 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	倉 林 聡 子 (クラハヤシ サトコ) (昭和49年5月13日生)	平成9年4月 株式会社CSK (現SCSK株式会社) 入社 平成17年12月 株式会社アプリックス 入社 平成23年1月 当社 内部監査室 室長 平成26年6月 当社 プロセス改善推進室 室長 平成29年4月 当社 経営管理部 部長 (現任) 平成29年5月 当社 総務部 部長 (現任) 平成30年3月 当社 執行役員 平成31年3月 当社 取締役 (現任) 平成31年3月 株式会社BEAMO 取締役 (現任) 令和元年8月 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役 (現任) <b>【重要な兼職の状況】</b> 株式会社BEAMO 取締役 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役	200株
3	平 松 庚 三 (ヒラマツ コウゾウ) (昭和21年1月6日生)	昭和48年 ソニー株式会社 入社 昭和61年 アメリカン・エキスプレス・インターナショナルジャパン 副社長 平成4年 株式会社IDGコミュニケーションズ 代表取締役 平成10年 AOLジャパン株式会社 代表取締役 平成15年 弥生株式会社 代表取締役 平成18年 株式会社ライブドア (現株式会社LDH) 代表取締役 小僧com株式会社設立 取締役 株式会社セシール 取締役 平成19年 株式会社カウイチ (現買う市株式会社) 取締役 平成20年 小僧com株式会社 代表取締役会長 兼 社長 平成28年 当社 社外取締役 (現任) <b>【重要な兼職の状況】</b> 小僧com株式会社 取締役会長 株式会社CEAFOM 社外取締役 株式会社ピーエイ 社外取締役 スマイルワークス株式会社 社外取締役 creww株式会社 社外監査役 株式会社Joyz 社外監査役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	田口 勉 (タグチ ツトム) (昭和28年8月2日生)	昭和51年 株式会社シーイーシー 入社 平成10年 株式会社シーイーシー 取締役 平成16年 KVH株式会社(現 Coltテクノロジーサービス株式会社) 常務執行役員 平成19年 株式会社アイネット 常務取締役 平成25年 株式会社アイネット 専務取締役 平成29年 株式会社アイネット 取締役副社長 平成30年 株式会社アイネット 上席顧問 平成30年 トライポッドワークス株式会社 取締役(現任) 平成31年 当社 社外取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 トライポッドワークス株式会社 取締役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平松庚三氏及び田口勉氏は社外取締役候補者であります。
3. 平松庚三氏及び田口勉氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。  
両氏は、企業経営に関する高度な知見と経験を当社の事業運営に活かしていただけるものと判断し、両氏を社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 平松庚三氏及び田口勉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって平松庚三氏が4年、田口勉氏が1年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社は、定款第31条において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。  
当社は平松庚三氏及び田口勉氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、平松庚三氏及び田口勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以 上

## ＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、令和2年3月27日（金曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル21階 会議室A  
電話 03-3342-3511（代表）



## ○交通機関

- J R線『新宿駅』J R西口出口より徒歩約5分
- 小田急線『新宿駅』西口地下出口より徒歩約5分
- 京王線『新宿駅』京王西口出口より徒歩約5分
- 東京メトロ丸の内線『新宿駅』A14出口より 徒歩約6分
- 都営地下鉄大江戸線『都庁前駅』B1出口より 徒歩約5分

※当日は公共交通機関をご利用ください。